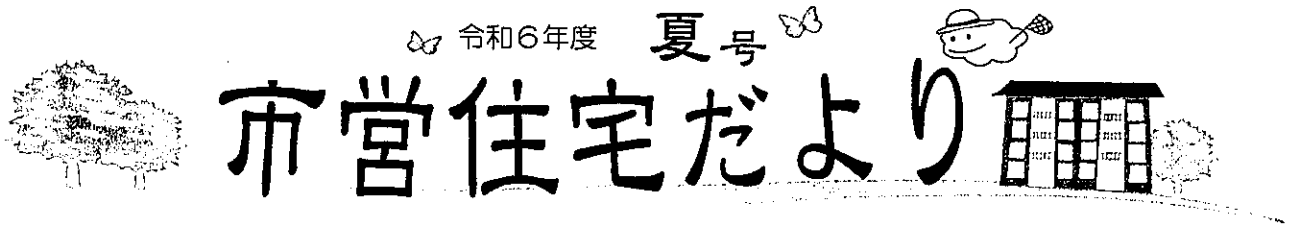


令和6年度 夏号

# 市営住宅だより



収入申告書及び減免申請書の受付を開始します  
＜令和6年8月1日から9月2日まで＞  
申請書の提出は西宮市営住宅管理センターへ！

【申請書提出先】西宮市営住宅管理センター

〒662-0918

西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館3階

TEL：0798-35-5028

令和7年度の家賃を決定するため、市営住宅の入居世帯に収入申告（普通市営住宅・コミュニティ住宅）又は家賃減免申請（改良住宅）の関係書類を8月1日付で送付します。

収入の有無にかかわらず、必要事項（令和5年中の収入等）を記入し、押印の上、必要書類（該当する方のみ）を添えて、9月2日（月）西宮市営住宅管理センター必着で返送してください。

県公社住宅、特別賃貸住宅及び店舗をご利用の方については申告の必要がないため、書類は送付されません。

収入申告書を提出しない場合には、収入状況に関係なく近傍同種家賃（公営住宅法上の上限家賃）を負担していただきます。

また、改良住宅においても家賃減免申請書を提出しない場合は、収入状況に関係なく規則家賃を負担していただきます。



収入等に応じた家賃にするために必ず期限までに提出してください。

## 家賃・駐車場使用料を期限内に納めましょう

家賃・駐車場使用料の納期限は毎月10日（土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌営業日）です。3か月以上の滞納があれば、住宅の入居許可や駐車場の使用許可を取消し、明渡しを請求します。明渡し請求後に自主的な明渡しがない場合には、訴訟提起のうえ、強制執行の手続きをとります。

市営住宅・駐車場を快適にご利用いただくためにも、納期限までに納付をお願いします。納付には便利な口座振替もご利用いただけます。

## 家賃・駐車場使用料のお支払は口座振替で！

### お手続きは…

○西宮市営住宅管理センターで、申込用紙をもらいます。

↓  
※お電話でご連絡をいただければ申込書を郵送します。

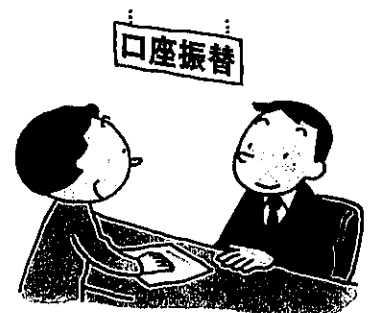
○必要事項を記入して、金融機関の窓口へ提出します。

↓  
○「口座振替決定について」のお知らせが届きます。

↓  
※提出から、およそ1～2ヶ月かかります。

↓  
○お知らせする振替開始月の10日から口座振替が始まります。

※土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌営業日の引き落としとなります。



## 共用部に物を置かれている方は撤去してください

共用廊下や階段、踊り場等の共用部分に自転車や植木、物置、エアコンの室外機（専用の設置スペースがある場合を除く）等、物を置くことは禁止されています。通行の妨げや、緊急時に消防等の活動の妨げになることから、西宮市火災予防条例第41条に違反します。



パラボラアンテナについても、上記共用部のほか、建物外壁やベランダてすりへは落下等の危険がありますので設置はしないでください。

近隣住民とトラブルの原因となりますので、共用部分には物を置かないようお願いします。

# 火事が起こったときの対処法は？

火事が起こったときに行うべき基本的な行動は下記の3つです。

## ① 通報

火事を発見したら、周囲に火事を知らせ、助けを求めます。同時に119番通報を依頼するか、自分で行いましょう。

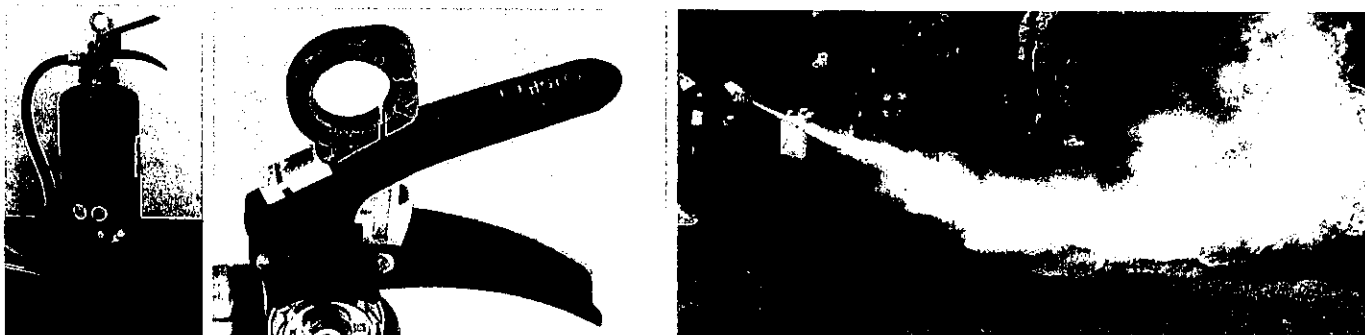
(どんなに小さな火事でも必ず119番通報をしましょう。)

## ② 初期消火

火事の炎が天井に届いていなければ、屋外への避難経路を確保したうえで、消火器等を用いて初期消火を試みましよう。

### 《消火器の使用方法》

- (1) 消火場所に近づいてから、消火器上部の黄色い安全ピンを引き抜きます。
- (2) ノズルを持って、ホースを外し、先を燃えている部分に向けます。
- (3) レバーを握って火元に消火薬剤を放出します。炎や煙ではなく、燃えているものに対して、手前からほうきで掃くように消火しましょう。



### 《消火器の性能について》

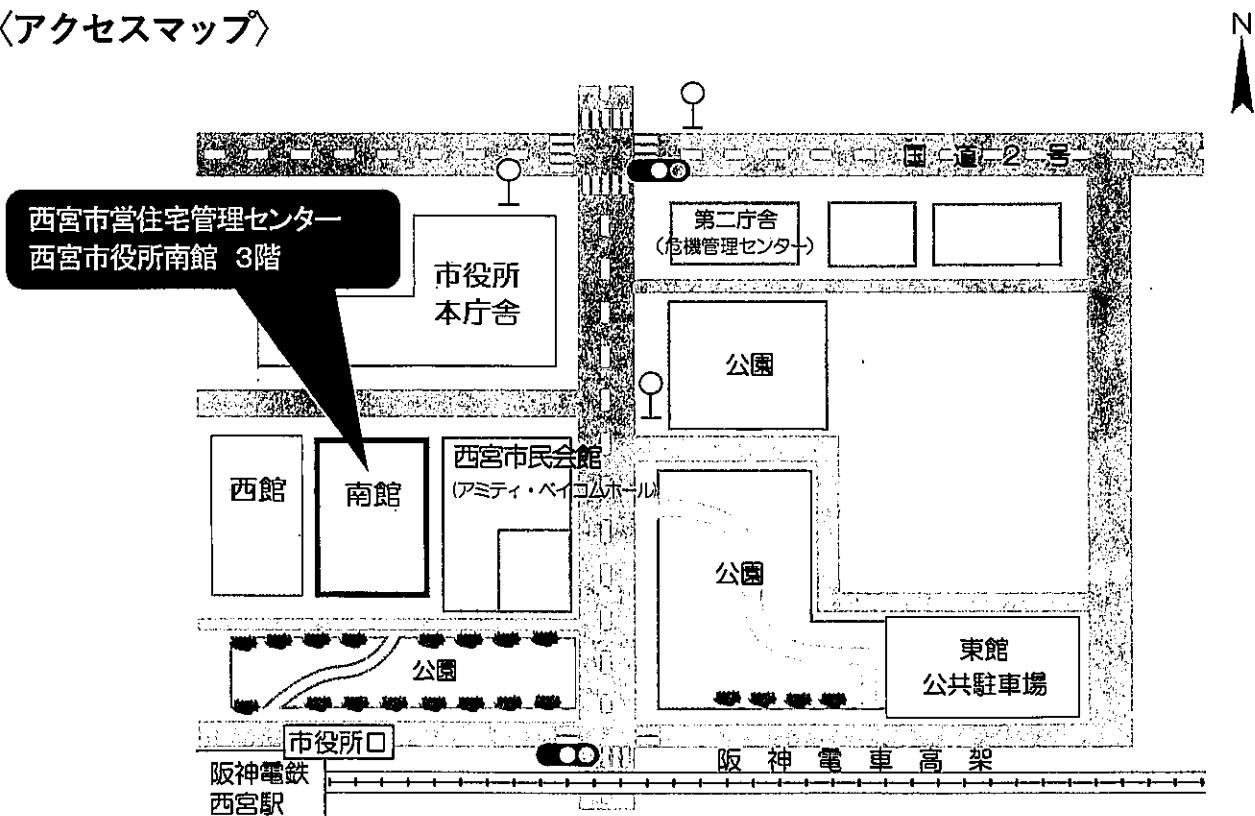
- 放射時間：14秒程度
- 放射距離：4～7m程度（乗用車約1台分位）  
※消火器の種類によって若干異なります。消火器本体の記載事項を参照してください。  
※火元に近づき過ぎないようにしてください。
- 適用火災：粉末ABC消火器は全ての火災（油や電気を含む）に対応

## ③ 避難

火事の炎が天井に届くようになったら、初期消火の限界です。それ以上の消火活動を続けると、自分自身が煙と炎に巻かれて逃げ遅れてしまう危険性があります。炎が天井に届いたら、迷うことなく一刻も早く屋外へ避難しましょう。

| お問い合わせ内容                | お問い合わせ先・時間                                | 所在地            | 電話番号         |
|-------------------------|-------------------------------------------|----------------|--------------|
| 市営住宅及び敷地内の日常的な管理について    | 西宮市営住宅<br>管理センター<br><br>9時00分 ~<br>17時30分 | 西宮市役所<br>南館 3階 | 0798-35-5028 |
| 市営住宅の入居者の募集、返還について      |                                           |                |              |
| 市営住宅の入居者の異動などについて       |                                           |                |              |
| 市営住宅の家賃について             |                                           |                |              |
| 建替対象住宅からの住替えについて        |                                           |                |              |
| 市営住宅の駐車場・模様替え・その他について   |                                           |                |              |
| 市営住宅の修繕について             |                                           |                |              |
| 夜間・休日の緊急連絡先(コールセンターへ転送) |                                           |                | 0798-35-5028 |

〈アクセスマップ〉



視覚障害者の方に向けて「市営住宅だより」をCDやテープに録音して配布する取り組みをおこなっております。数に限りがございますので、ご希望の方はご連絡ください。(TEL 0798-35-5028)